

千葉市職員の管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月22日

千葉市長 神谷俊一

千葉県規則第55号

千葉県職員の管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則
(千葉県職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

第1条 千葉県職員の管理職手当に関する規則(昭和39年千葉県規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表中「130, 100円」を「130, 400円」に改める。

(千葉県職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第2条 千葉県職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和49年千葉県規則第66号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項及び第2項中「100分の65」を「100分の70」に、「100分の150」を「100分の160」に改め、同条第3項及び第4項中「100分の240」を「100分の250」に改める。

第14条の2第1項及び第2項中「100分の30」を「100分の35」に、「100分の70」を「100分の75」に改め、同条第3項及び第4項中「100分の115」を「100分の120」に改める。

第3条 千葉県職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第14条第1項及び第2項中「100分の160」を「100分の155」に改め、同条第3項及び第4項中「100分の250」を「100分の245」に改める。

(単純な労務に雇用される職員の給与等に関する規則の一部改正)

第4条 単純な労務に雇用される職員の給与等に関する規則(平成3年千葉県規則第33号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1

技能労務職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	156,000	181,400	223,200	258,900
	2	156,500	183,100	224,700	260,400
	3	157,000	184,700	226,200	262,000
	4	157,500	186,400	227,700	263,700
	5	158,000	187,900	229,200	264,800
	6	158,800	189,700	230,600	266,500
	7	159,600	191,300	231,900	268,000
	8	160,400	192,900	233,300	269,600
	9	161,000	194,500	234,500	270,800
	10	161,700	195,900	236,000	272,400
	11	162,500	197,500	237,300	274,100
	12	163,300	199,100	238,700	275,800
	13	163,800	200,600	239,800	277,200
	14	165,100	201,600	241,000	279,000
	15	166,200	202,900	242,200	280,700
	16	167,300	204,000	243,800	282,400
	17	168,400	205,200	245,100	283,800
	18	169,800	206,200	246,400	285,600
	19	171,200	207,200	247,500	287,300
	20	172,500	208,300	248,800	289,100
	21	173,500	209,300	249,900	290,600
	22	174,900	210,300	251,400	292,700
	23	176,300	211,300	253,000	294,700
	24	177,700	212,200	254,700	296,600
	25	178,700	213,200	255,800	298,300
	26	181,200	214,400	257,500	300,400
	27	183,400	215,600	259,000	302,400
	28	185,900	216,800	260,600	304,400
	29	187,700	217,800	261,800	306,000
	30	189,500	218,900	263,400	308,100
	31	191,100	219,900	265,100	310,200
	32	192,800	221,200	266,800	312,300
	33	194,100	222,200	268,200	314,000
	34	195,500	223,400	270,000	316,000
	35	197,000	224,600	271,700	318,000
	36	198,500	225,800	273,400	319,900
	37	199,800	226,900	274,800	321,700
	38	200,700	228,300	276,600	323,500
	39	201,600	229,700	278,300	325,500
	40	202,600	231,200	280,100	327,500
	41	203,500	232,600	281,600	329,400
	42	204,300	234,000	283,700	331,400
	43	205,100	235,200	285,700	333,300
	44	206,000	236,500	287,600	335,400

45	206,800	237,700	289,300	337,100
46	207,600	239,300	291,400	338,900
47	208,300	240,900	293,400	340,900
48	209,100	242,500	295,400	342,600
49	210,000	243,900	297,000	344,400
50	210,800	245,500	299,100	346,400
51	211,700	246,900	301,200	348,200
52	212,600	248,300	303,300	350,300
53	213,300	249,400	305,000	351,900
54	214,200	251,000	307,000	353,600
55	215,100	252,500	309,000	355,400
56	216,000	254,000	310,900	357,100
57	216,800	255,400	312,700	358,500
58	217,800	256,900	314,500	359,800
59	218,800	258,400	316,500	361,200
60	219,700	259,900	318,500	362,500
61	220,600	261,100	320,400	363,800
62	221,200	262,600	322,400	364,900
63	221,900	264,400	324,300	366,200
64	222,800	266,100	326,400	367,500
65	223,600	267,400	328,100	368,700
66	224,400	269,000	329,900	369,800
67	225,300	270,600	331,900	370,900
68	226,200	272,200	333,600	372,000
69	227,000	273,200	335,400	373,100
70	228,100	274,900	337,400	373,800
71	229,200	276,300	339,200	374,600
72	230,500	277,900	341,300	375,300
73	231,600	279,100	342,900	376,100
74	232,400	280,600	344,600	376,800
75	233,400	282,000	346,400	377,500
76	234,300	283,600	348,100	378,200
77	235,100	285,100	349,500	378,900
78	235,800	286,500	350,800	379,500
79	236,600	288,000	352,200	380,200
80	237,600	289,600	353,500	380,900
81	238,400	290,900	354,800	381,600
82	239,300	292,400	355,900	382,000
83	240,200	293,800	357,200	382,500
84	241,100	295,300	358,500	382,900
85	242,000	296,700	359,700	383,300
86	243,000	298,300	360,800	383,800
87	244,000	299,800	361,900	384,300
88	245,000	301,300	363,000	384,800
89	245,900	302,600	364,100	385,100
90	246,900	304,000	364,800	385,600
91	247,900	305,300	365,600	386,100
92	248,900	306,800	366,300	386,600

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

93	249,600	308,200	367,100	387,000
94	250,600	309,500	367,800	387,500
95	251,600	310,900	368,500	387,900
96	252,500	312,400	369,200	388,400
97	253,500	313,600	369,900	388,800
98	254,600	314,400	370,500	389,300
99	255,500	315,400	371,200	389,700
100	256,600	316,300	371,900	390,100
101	257,400	317,300	372,600	390,400
102		318,300	373,000	390,600
103		319,100	373,500	390,800
104		320,000	373,900	390,900
105		320,600	374,300	391,100
106		321,500	374,800	391,300
107		322,400	375,300	391,500
108		323,200	375,800	391,700
109		323,800	376,100	391,900
110			376,600	392,100
111			377,100	392,300
112			377,600	392,500
113			378,000	392,700
114			378,500	
115			378,900	
116			379,400	
117			379,800	
118			380,300	
119			380,700	
120			381,100	
121			381,400	
122			381,600	
123			381,800	
124			381,900	
125			382,100	
126			382,300	
127			382,500	
128			382,700	
129			382,900	
定年前再任用 短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	179,500	206,100	236,200	244,800

(千葉県職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第5条 千葉県職員の育児休業等に関する規則(平成4年千葉県規則第68号)の一部を次のように改正する。

第6条第3号中「第13条第3号及び第4号」を「第13条第2号及び第3号」に改める。

(千葉県職員の初任給調整手当の支給に関する規則の一部改正)

第6条 千葉県職員の初任給調整手当の支給に関する規則(平成18年千葉県規則第21号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

期間の区分	月額
1年未満	219,400円
1年以上2年未満	219,400円
2年以上3年未満	219,400円
3年以上4年未満	219,400円
4年以上5年未満	219,400円
5年以上6年未満	219,400円
6年以上7年未満	219,400円
7年以上8年未満	219,400円
8年以上9年未満	219,400円
9年以上10年未満	219,400円
10年以上11年未満	219,400円
11年以上12年未満	219,400円
12年以上13年未満	219,400円
13年以上14年未満	219,400円
14年以上15年未満	219,400円
15年以上16年未満	219,400円
16年以上17年未満	216,100円
17年以上18年未満	212,700円
18年以上19年未満	209,300円

19年以上20年未満	206,000円
20年以上21年未満	202,700円
21年以上22年未満	195,400円
22年以上23年未満	187,800円
23年以上24年未満	180,800円
24年以上25年未満	173,400円
25年以上26年未満	166,200円
26年以上27年未満	155,000円
27年以上28年未満	144,400円
28年以上29年未満	133,500円
29年以上30年未満	122,300円
30年以上31年未満	110,700円
31年以上32年未満	98,900円
32年以上33年未満	87,400円
33年以上34年未満	67,900円
34年以上35年未満	50,000円

第7条 千葉市職員の初任給調整手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条中「第9条第1項」を「第9条第1項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 給与条例第9条第1項第2号の規則で定める職は、行政職給料表又は医療職給料表（2）の適用を受ける職員の職のうち、獣医師の職とする。

第3条を次のように改める。

（職員の範囲）

第3条 給与条例第9条第1項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次の各号に掲げる職員とする。

（1）前条第1項に規定する職に採用された職員であって、その採用が、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（以下「大学」という。）卒業の日から37年（医師法（昭和23年

法律第201号)に規定する臨床研修(第6条第1項において「臨床研修」という。)を経た者にあつては39年、医師法の一部を改正する法律(昭和43年法律第47号)による改正前の医師法に規定する実地修練(第6条第1項において「実地修練」という。)を経た者にあつては38年)を経過するまでの期間(次条第1号及び第8条において「経過期間」という。)内に行われたもの

(2) 前条第2項に規定する職に採用された職員

第3条の次に次の1条を加える。

第3条の2 給与条例第9条第2項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、第8条に規定する職員のほか、次の各号に掲げる職員とする。

(1) 経過期間内に新たに第2条第1項に規定する職を占めることとなった職員

(2) 新たに第2条第2項に規定する職を占めることとなった職員

第4条中「前条」を「前2条」に、「35年」を「第2条第1項に規定する職を占める職員にあつては35年、同条第2項に規定する職を占める職員にあつては15年」に改める。

第5条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(支給額を減じない期間)」を付し、同条中「15年」を「第2条第1項に規定する職を占める職員にあつては15年、同条第2項に規定する職を占める職員にあつては5年」に改める。

第6条の前に見出しとして「(支給期間及び支給額)」を付し、同条第1項中「第3条の職員に支給する初任給調整手当の月額は、採用の」を「初任給調整手当の支給期間は第2条第1項に規定する職を占める職員にあつては35年、同条第2項に規定する職を占める職員にあつては15年とし、その月額は職員の区分及び採用の日又は第3条の2に規定する職員となった」に改め、「(旧専門学校令による専門学校等で市長の定めるものを含む。)」を削り、「採用の日まで」を「それぞれ採用の日又は第3条の2に規定する職員となった日まで」に、「実施修練」を「実地修練」に、「採用の日から」を「採用の日

又は第3条の2に規定する職員となった日から」に改める。

第7条中「第3条」の次に「又は第3条の2」を加え、「35年」を「第2条第1項に規定する職を占める職員にあつては35年、同条第2項に規定する職を占める職員にあつては15年」に、「同項」を「前条第1項」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 3 給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員に対する千葉市職員の管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則（令和5年千葉市規則第 号）第7条の規定による改正後の千葉市職員の初任給調整手当の支給に関する規則第6条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）」とする。

別表を次のように改める。

別表

職員の区分 期間の区分	1項職員	2項職員
1年未満	219,400円	30,000円
1年以上2年未満	219,400円	30,000円
2年以上3年未満	219,400円	30,000円
3年以上4年未満	219,400円	30,000円
4年以上5年未満	219,400円	30,000円
5年以上6年未満	219,400円	30,000円
6年以上7年未満	219,400円	27,000円
7年以上8年未満	219,400円	24,000円
8年以上9年未満	219,400円	21,000円
9年以上10年未満	219,400円	18,000円
10年以上11年未満	219,400円	15,000円
11年以上12年未満	219,400円	12,000円

12年以上13年未満	219,400円	9,000円
13年以上14年未満	219,400円	6,000円
14年以上15年未満	219,400円	3,000円
15年以上16年未満	219,400円	
16年以上17年未満	216,100円	
17年以上18年未満	212,700円	
18年以上19年未満	209,300円	
19年以上20年未満	206,000円	
20年以上21年未満	202,700円	
21年以上22年未満	195,400円	
22年以上23年未満	187,800円	
23年以上24年未満	180,800円	
24年以上25年未満	173,400円	
25年以上26年未満	166,200円	
26年以上27年未満	155,000円	
27年以上28年未満	144,400円	
28年以上29年未満	133,500円	
29年以上30年未満	122,300円	
30年以上31年未満	110,700円	
31年以上32年未満	98,900円	
32年以上33年未満	87,400円	
33年以上34年未満	67,900円	
34年以上35年未満	50,000円	

備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第3条の2に規定する職員となった日以後の期間を示す。
- 2 この表において「1項職員」とは、第2条第1項に規定する職を占める職員をいう。
- 3 この表において「2項職員」とは、第2条第2項に規定する職を占める職員をいう。

(千葉市会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される職員の給与等に関する規則の一部改正)

第8条 千葉市会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される職員の給与等に関する規則(令和2年千葉市規則第31号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「同規則第4条」を「技能員にあつては同規則第4条、技能補助員にあつては同規則第4条及び第5条」に改める。

第4条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。
別表第1を次のように改める。

別表第1

会計年度任用職員技能労務職給料表

職務 の級	1 級
号給	給料月額
	円
1	156,000
2	156,500
3	157,000
4	157,500
5	158,000
6	158,800
7	159,600
8	160,400
9	161,000
10	161,700
11	162,500
12	163,300
13	163,800
14	165,100
15	166,200
16	167,300
17	168,400
18	169,800
19	171,200
20	172,500
21	173,500
22	174,900
23	176,300
24	177,700
25	178,700
26	181,200
27	183,400
28	185,900
29	187,700
30	189,500
31	191,100
32	192,800
33	194,100
34	195,500
35	197,000
36	198,500
37	199,800
38	200,700
39	201,600
40	202,600
41	203,500
42	204,300
43	205,100
44	206,000
45	206,800
46	207,600

47	208,300
48	209,100
49	210,000
50	210,800
51	211,700
52	212,600
53	213,300
54	214,200
55	215,100
56	216,000
57	216,800
58	217,800
59	218,800
60	219,700
61	220,600
62	221,200
63	221,900
64	222,800
65	223,600
66	224,400
67	225,300
68	226,200
69	227,000
70	228,100
71	229,200
72	230,500
73	231,600
74	232,400
75	233,400
76	234,300
77	235,100
78	235,800
79	236,600
80	237,600
81	238,400
82	239,300
83	240,200
84	241,100
85	242,000
86	243,000
87	244,000
88	245,000
89	245,900
90	246,900
91	247,900
92	248,900
93	249,600
94	250,600
95	251,600
96	252,500
97	253,500

98	254,600
99	255,500
100	256,600
101	257,400

(千葉市会計年度任用職員の給与及びその他の給付の支給に関する規則の一部改正)

第9条 千葉市会計年度任用職員の給与及びその他の給付の支給に関する規則(令和2年千葉市規則第32号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書中「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)」第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「1号職員」という。)」を「1号職員」に改め、同条第3項中「前項」を「前2項」に改める。

第5条第1項中「給料等」を「給料」に改め、同項第1号中「法」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)」に改め、同項第4号中「、育児休業」を「育児休業」に改め、同条第2項中「育児休業」を「又は育児休業」に改める。

第9条中「給与額が差し引くことの」を「給与額を差し引くことが」に改める。

第12条第1項中「。以下「時間外勤務手当等支給規則」という。」を削り、同条第2項第2号中「前項の適用を受けない会計年度任用職員」を「1号職員であって、月額で報酬が定められているもの」に改める。

第13条の見出し中「職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「在職する会計年度任用職員」の次に「(条例第21条各号のいずれかに該当する者を除く。)」を加え、同条第1号を次のように改める。

(1) 休職者(法第28条第2項の規定に該当して休職にされている会計年度任用職員をいう。第23条の2第1号において同じ。)

第13条第2号を削り、同条中第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第5号中「職員のうち」を「会計年度任用職員のうち」に改め、「平成4年千葉市条例第2号」の次に「。以下「育児休業条例」という。」を加え、同号を同条第4号とする。

第14条中「退職し又は」を「退職し、又は」に改める。

第16条第2項第1号中「第13条第3号及び第4号」を「第13条第2号及び第3号」に、「所定労働時間」を「所定労働時間数」に

改め、同項第2号中「千葉市職員の育児休業等に関する条例」を「育児休業条例」に改め、同条第3項中「公務傷病等による休職者であった」を「会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項又は千葉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年千葉市条例第55号）第2条の2第1項及び第2項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職（第23条の6第2項第3号において「公務傷病等による休職」という。）にされたときは、当該休職に係る」に改める。

第18条第1項中「第22条」の次に「（これらの規定を条例第22条の2第4項において準用する場合を含む。）」を加える。

第19条中「第22条第1項」の次に「（条例第22条の2第4項において準用する場合を含む。）」を加える。

第20条第1項中「第22条第2項」の次に「（条例第22条の2第4項において準用する場合を含む。）」を加える。

第22条中「第22条第5項」の次に「（条例第22条の2第4項において準用する場合を含む。）」を加える。

第23条の次に次の7条を加える。

（勤勉手当の支給を受ける会計年度任用職員）

第23条の2 条例第22条の2第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける会計年度任用職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する会計年度任用職員（条例第22条の2第4項において準用する条例第21条各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次の各号に掲げる会計年度任用職員以外の会計年度任用職員とする。

(1) 休職者

(2) 第13条第2号及び第3号に該当する者

(3) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている会計年度任用職員のうち、育児休業条例第7条第2項に規定する職員以外の

会計年度任用職員

第23条の3 条例第22条の2第1項後段の規定により勤勉手当の支給を受ける会計年度任用職員のうち、同項に規定するそれぞれの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員が、次の各号に掲げる会計年度任用職員に該当する場合は、勤勉手当は支給しない。

- (1) その退職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する会計年度任用職員であった者
- (2) その退職の後基準日までの間に次に掲げる者となったもの
 - ア 条例の適用を受ける会計年度任用職員
 - イ 特別職の職員
- (3) その退職に引き続き給与条例の適用を受ける職員等となった者で市長が別に定めるもの
(勤勉手当の支給割合)

第23条の4 条例第22条の2第2項に規定する勤勉手当の支給割合は、次条に規定する会計年度任用職員の勤務期間による割合（同条において「期間率」という。）に第23条の8に規定する会計年度任用職員の勤務成績による割合（以下「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。

(勤勉手当の期間率)

第23条の5 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における会計年度任用職員の勤務期間の区分に応じて、別表第2に定める割合とする。

(勤勉手当に係る勤務期間)

第23条の6 前条に規定する勤務期間は、条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

- (1) 第13条第2号及び第3号に掲げる会計年度任用職員として在職した期間及び所定労働時間数が15時間30分未満で在職した期間
- (2) 育児休業法第2条の規定により育児休業（第16条第2項第2

号ア及びイに掲げる育児休業を除く。)をしている会計年度任用職員(育児介護休業法第5条の規定により育児休業(当該育児休業の申出に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下であるものを除く。))をしている会計年度任用職員及び育児介護休業法第9条の2第1項の規定により出生時育児休業(当該出生時育児休業の申出に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下であるものを除く。))をしている会計年度任用職員を含む。)として在職した期間

(3) 休職にされていた期間(公務傷病等による休職であった期間を除く。)

(4) 条例第13条の規定により給与を減額された期間。ただし、次に掲げる期間を除く。

ア 職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年千葉市条例第14号)第2条に規定する職務に専念する義務の免除の承認を受けて勤務しなかったことにより給与を減額された期間

イ 会計年度任用職員勤務時間規則第15条に規定する公務傷病休暇の承認を受けて勤務しなかったことにより給与を減額された期間

ウ 会計年度任用職員勤務時間規則第16条に規定する病気休暇の承認を受けて勤務しなかったことにより給与を減額された期間

エ 会計年度任用職員勤務時間規則第17条第2項に規定する無給の休暇の承認を受けて勤務しなかったことにより給与を減額された期間

オ 会計年度任用職員勤務時間規則第18条に規定する介護休暇の承認を受けて勤務しなかったことにより給与を減額された期間

カ 会計年度任用職員勤務時間規則第19条に規定する介護時間の承認を受けて勤務しなかったことにより給与を減額された期間

キ 会計年度任用職員勤務時間規則第20条に規定する組合休暇の承認を受けて勤務しなかったことにより給与を減額された期間

(5) 前号の規定にかかわらず、会計年度任用職員勤務時間規則第18条に規定する介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間（育児介護休業法第11条に規定する介護休業の承認を受けて勤務しなかった期間を含む。）から会計年度任用職員勤務時間規則第4条第1項に規定する週休日、会計年度任用職員勤務時間規則第9条第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日並びに会計年度任用職員勤務時間規則第11条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(6) 第4号の規定にかかわらず、会計年度任用職員勤務時間規則第19条に規定する介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間（育児介護休業法第23条第3項に規定する勤務時間の短縮等の措置の承認を受けて勤務しなかった日を含む。）

(7) 育児休業条例第19条に規定する部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間（育児介護休業法第23条第1項に規定する勤務時間の短縮等の措置の承認を受けて勤務しなかった日を含む。）

(8) 基準日以前6箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間

3 1号職員の前項第5号に定める30日の計算方法については、市長が別に定める。

第23条の7 第17条第1項の規定は、前条に規定する条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間の算定について準用する。

2 前項の期間の算定については、前条第2項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する。

(勤勉手当の成績率)

第23条の8 会計年度任用職員の成績率は、当該会計年度任用職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該会計年度任用職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、100分の70以上100分の155以下の範囲内で、任命権者（市長以外の任命権者は市長と協議して）が定める。

- (1) 勤務成績が良好な会計年度任用職員
- (2) 勤務成績が良好でない会計年度任用職員

2 前項に定めるもののほか、会計年度任用職員の勤勉手当の成績率に関し必要な事項は、任命権者（市長以外の任命権者は市長と協議して）が別に定める。

第24条の見出し中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、「別表第2」を「別表第3」に改め、同条に次の1項を加える。

2 特別の事情があるときは、市長は前項の支給日を変更することができる。

第25条中「期末手当基礎額」の次に「又は条例第22条の2第2項前段の勤勉手当基礎額」を加える。

別表第1中「女性職員」を「女性会計年度任用職員」に、「当該職員」を「当該女性会計年度任用職員」に改める。

別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2

勤務期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50

2 箇月 1 5 日 以上 3 箇月 未 満	1 0 0 分 の 4 0
2 箇月 以上 2 箇月 1 5 日 未 満	1 0 0 分 の 3 0
1 箇月 1 5 日 以上 2 箇月 未 満	1 0 0 分 の 2 0
1 箇月 以上 1 箇月 1 5 日 未 満	1 0 0 分 の 1 5
1 5 日 以上 1 箇月 未 満	1 0 0 分 の 1 0
1 5 日 未 満	1 0 0 分 の 5
零	零

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条、第 5 条及び第 7 条の規定、第 8 条中千葉市会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される職員の給与等に関する規則第 4 条及び別表第 1 の改正規定並びに第 9 条中千葉市会計年度任用職員の給与及びその他の給付の支給に関する規則第 1 3 条、第 1 6 条、第 1 8 条から第 2 0 条まで及び第 2 2 条の改正規定、第 2 3 条の次に 7 条を加える改正規定、第 2 4 条及び第 2 5 条の改正規定並びに別表第 2 を別表第 3 とし、別表第 1 の次に 1 表を加える改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の千葉市職員の管理職手当に関する規則別表の規定、第 4 条の規定による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与等に関する規則（次項において「改正後の技能労務職給与規則」という。）別表第 1 の規定及び第 6 条の規定による改正後の千葉市職員の初任給調整手当の支給に関する規則別表の規定は令和 5 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定による改正後の千葉市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則第 1 4 条及び第 1 4 条の 2 の規定は令和 5 年 1 2 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の技能労務職給与規則の規定を適用する場合には、第 4 条の規定による改正前の単純な労務に雇用される職員の給与等に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の技能労務職給与規則の規定による給与の内払とみなす。